

## 総務政策委員協議会記録

開会年月日	平成29年2月15日
開会時刻	午後1時13分
閉会時刻	午後3時28分
出席委員名	◎西山 則夫 ○野口 佳子 鈴木 豊司 野崎 隆太
	福井 輝夫 辻 孝記 黒木騎代春 工村 一三
	世古口新吾
	浜口 和久 議長
欠席委員名	なし
署名者	—
担当書記	山口 徹
協議案件	1 庁舎改修について
	2 伊勢市公共施設等総合管理計画における施設類型別計画について
	3 第3次総合計画（仮称）の策定について
	4 定住自立圏形成協定の変更について
	5 附属機関等の見直しについて《報告案件》
	6 伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗状況について《報告案件》
	7 管外行政視察の実施について
説明者	総務部長、総務部参事、管財契約課長
	情報戦略局長、情報調査室長、企画調整課長
	環境生活部長、環境生活部参事、市民交流課長
	産業観光部長、商工労政課長 <span style="float: right;">その他関係参与</span>

伊勢市議会

## 協議の経過

西山委員長開会宣言後、直ちに会議に入り、「庁舎改修について」、「伊勢市公共施設等総合管理計画における施設類型別計画について」、「第3次総合計画（仮称）の策定について」、「定住自立圏形成協定の変更について」協議し、続いて報告案件の「附属機関等の見直しについて」、「伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗状況について」の報告を受けた。

次に、「管外行政視察の実施について」を議題として協議し、6月定例会前に視察を実施すること、委員から視察項目についての希望があれば正副委員長に伝えることとし、協議会を閉会した。

なお、概要は次のとおりです。

開会 午後1時13分

### ◎西山則夫委員長

ただいまから総務政策委員協議会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立しております。

本日御協議願います案件は、お手元に配付の案件一覧のとおりです。

議事の進め方につきましては、委員長に御一任を願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

### ◎西山則夫委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいをさせていただきます。

それでは初めに、「庁舎改修」についてを御協議願います。

総務部長。

### ●可児総務部長

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、総務政策委員会に引き続きまして同協議会を御開催いただきましてありがとうございます。

本日御協議いただきます案件は、「庁舎改修」について外3件の協議案件と、「附属機関等の見直し」について外1件の報告案件でございます。

それぞれ担当のほうから御説明申し上げますので、何とぞよろしく御協議いただきますようお願いいたします。

## **【庁舎改修について】**

### ◎西山則夫委員長

管財契約課長。

●山口管財契約課長

それでは「庁舎改修について」御説明申し上げます。

資料1、1ページをごらんください。

「外観図」でございますが、庁舎改修後のイメージパースでございます。

次に、「改修における主な取り組み」でございますが、庁舎改修基本計画の3つの「改修の基本方針」について、主な取り組み内容を記載しております。

「1 環境と経済性に配慮した改修」では、LED照明やビルマルチエアコンに変更するなど、省エネルギー化を図ります。

「2 安全・安心が実感できる改修」では、内外ブレースの設置や耐震壁の新設などの補強により構造耐震指標（Is値）0.9以上にします。また、カウンターに仕切りパネルを設置するなど、プライバシーや個人情報の保護の向上を図ります。

「3 市民等の利便性に配慮した改修」では、多目的トイレやスロープの設置など、ユニバーサルデザインを取り入れます。また、来庁者にわかりやすいサインや案内板を設置いたします。

次に、2ページから3ページをごらんください。

「改修後の配置図」でございます。

本館1階では多目的トイレと授乳室を新設し、時間外出入り口及び守衛室を本館東側に設置します。本館2階では西側に市長室及び秘書課を設置します。本館3階では北側に委員会室を移しまして、南側に議員控室を集約配置いたします。

また、東庁舎3階では産業観光部を集約配置し、農業委員会事務局を設置いたします。

本館4階では都市整備部を集約配置します。

東庁舎5階は会議室フロアとしまして、災害時には災害対応スペースとします。

4ページをお願いします。

事業費につきましては、平成27年2月12日の総務政策委員協議会で御報告いたしました事業費を当初計画欄に、実施設計による事業費を実施設計後欄に、当初計画から実施設計後の差額を比較欄とし、その主な増額要因を記載いたしました。

事業費、計の欄でございますが、当初計画時の全体事業費15億3,803万1,000円から実施設計後で23億6,660万8,000円となり、当初計画から8億2,857万7,000円の増額となります。

主な増額要因としまして、本庁舎改修で耐震補強計画の見直しでございます。これは平成28年11月24日の総務政策委員協議会におきましても御協議いただきましたが、昨年4月に発生をいたしました熊本地震もあり、災害後に必要な業務が継続して行えるよう耐震性能をさらに高め、防災の拠点施設の基準である構造耐震指標（Is値）0.9以上となるよう耐震補強の見直しを図ったものでございます。

補強項目につきましては、天井の耐震補強、庁舎の内部及び外部へのブレースの設置、本館北西部の外づけ階段の撤去・新設、屋上のパラペットの改修、耐震壁の補強、本館正面玄関のひさしの撤去、新設でございます。

また、現行法規適合に向けた対応でございますが、本庁舎は昭和40年の建物であるため、現在の建築基準法では改正不適合の箇所が一部にありますことから、今回の改修でできる限り解消を図るものでございます。

主な改修項目は排煙対策で、本館3階の本会議場西側の壁は耐震壁となっており、窓を利用した排煙ができないため、機械式の排煙装置を設置する工事でございます。

また、避難通路としての階段を火災や煙から遮断するため防火扉を設置する工事でございます。

次に、その他の事業費として、執務環境の整備等でございます。

まず、庁用備品の更新につきましては、現在の事務机や収納庫は約50年、椅子は約25年経過しており、経年劣化が多く見られます。

今回の庁舎改修に当たりましては、「市民サービスや事務効率の向上を目指した改修」も一つの目標となっております。既存庁舎といった限られたスペースの中で、来庁者の待合スペースを確保しつつ、狭小で煩雑な執務環境を解消することが求められております。特に、東庁舎1階及び2階では、職員が移動するにも不自由な状況であり、また来庁者の待合スペースも十分でなく、通路にはみ出ながら並んでいただいているといった状況も見受けられます。

このようなことから、庁舎レイアウトの見直しにより、机や収納庫の備品の規格を統一し、レイアウトや動線の標準化を図ることでスペースを生み出し、あわせて来庁者用の椅子や会議室、議場等の備品についても更新しまして、来庁者の利便性の向上と職員の執務環境の整備を図りたいと考えております。

次に、議場の放送設備等機器の見直しでございますが、これは議場の設備を映像等を含めた新しい設備に変更しようとするものでございます。

一時移転先の維持管理経費等でございますが、これは小俣総合支所の3階の空調機の整備や、一時移転に伴い庁舎の会議室が少なくなるため、他施設の会議室を借りた場合の経費等でございます。

今回の改修に伴う事業費の財源内訳につきましては、合併特例債で16億7,230万円、一般財源で6億9,430万8,000円でございます。当初計画時に比べて全体事業費で8億2,857万7,000円の増額となりますが、一般財源では1億427万7,000円の増額となる予定でございます。

次に、「スケジュール」でございますが、青色が今後の予定でございます。

本年4月から5月にかけて第2期の引っ越しを行い、8月ごろに本庁舎改修工事を着工したいと考えております。

なお、工期は1年を予定しております。

以上、「庁舎改修について」でございます。御協議のほどよろしくお願いいたします。

#### ◎西山則夫委員長

ただいまの説明に対しまして御発言はございませんか。

黒木委員。

#### ○黒木騎代春委員

説明の中にもありましたけれども、熊本地震の際の庁舎機能の重要性にかかわって、今回もその内容も含んでいるということなのですが、総務省も地方自治体が公共施設の老朽

化対策の財源確保で、このことにかかわって発行できる地方債を拡充するというのがある、うちも合併特例債が大半ですので、内容に変わりがない面もあると思うんですけども、その辺で今回の改修にかかわって、新たにそこを活用できるような、そんな可能性としては、今さらながらの感もあるんですけども、そんなような検討や可能性についてはどうなんでしょうか。

◎西山則夫委員長  
管財契約課長。

●山口管財契約課長

合併特例債でございますが、今回事業費につきましては、今考えておりますのはできる限り合併特例債を活用したいというふうに考えておりまして、今回主な増加要因としまして耐震補強の計画の見直しでございますので、耐震補強については合併特例債の対象事業として対応していきたいというふうに考えておるところです。以上です。

◎西山則夫委員長  
黒木委員。

○黒木騎代春委員

そのことは承知した上なんですけれども、今度の地方債計画で公共施設最適化事業債の対象事業を大幅に拡大して、名称を公共施設等適正管理推進事業債に改めた上で、市町村役場庁舎の建てかえやその他のインフラの長寿命化改修などの財源にも充当できるようにするというような内容なんですけれども、こういう部分について活用できる部分がないのかということなんですけれども。

◎西山則夫委員長  
情報戦略局参事。

●鳥堂情報戦略局参事

すいません、今御指摘いただきました件につきましては起債という件になりますので、私のほうからお答えをさせていただきたいと思いますが、申しわけございません、今御紹介いただきました最適化債につきましては、交付税措置の率等につきましては、すいません、確認をさせていただいてなかったんですけども、現時点におきましてはうちのこの合併特例期間内での行為という中で特例債を充当するのが一番有利であるという判断をしておるところでございますので、御了解いただきたいと思います。以上でございます。

◎西山則夫委員長  
他に御発言ございませんか。  
福井委員。

○福井輝夫委員

部屋の部分のところでちょっとお聞きします。

3 ページ、3 階の東庁舎のところ、危機管理課、その辺の分が結構入っております。

今現在災害を想定したときに、いろいろな情報の収集その他連絡網、その辺の関係で伊勢市アマチュア無線災害ネットワークというところとの協定も結びながら、無線のアンテナも3階に設置したりしております。

そういう中で、この配置が変わったときにそちらの方が災害のときに市役所の中に入ってきて利用する、そして情報を市のほうに伝えるというような格好になろうかと思いたすけれども、その辺の動線的なもの、階段上がってきてから部屋へ行くまでの動線とか、その中での内部でのいろんな守らなければならない秘密等もあつたりします。そういう面での検討というか、そういうのもされておるんでしょうか。ちょっとできたら教えてください。

◎西山則夫委員長

管財契約課長。

●山口管財契約課長

災害対応につきましては、東庁舎3階を中心に考えております。また、東庁舎5階のところも防災スペースとして考えておるところです。

実際に被害の状況であるとか災害の状況に応じていろいろな対応の仕方があるかと思いたすので、そのあたりについては関係課と今後もよく協議をしながら進めていきたいと考えています。

◎西山則夫委員長

福井委員。

○福井輝夫委員

よろしくお願いたします。

アンテナから線を引き込んでリグ、機械を設置してというような、そういう設置スペース的な問題、そういう部分を、通常、災害があつたときの仕事の邪魔にならんような位置にあるのかとか、そういうのをあらかじめ配置を決めておかないと、いざやつた後でこれ適当に線をつないでおけとかいうようになった状態では使い勝手が悪い状態もあろうかと思いたす。そういう部分では前もって検討しておいていただきたい。

それと、5階に災害時の災害対応スペースというのがございます。今回3階と5階ということで分かれてきますけれども、その辺で情報をどういうふうに伝達したらいいのか、そういう部分の、階が違つとる場合もありますので、そういう部分もちょっと何か考えがあれば教えていただきたい。それともないのであればどういうふうにするか、今後考えていくのか、ちょっとその辺教えてください。

◎西山則夫委員長  
管財契約課長。

●山口管財契約課長

災害、防災ということにつきましては、計画としては3階と5階というふうに分かれています。そのあたりにつきましても今後よく関係課と検討するところでございます。

3階については災害対策本部、5階については災害対応の実際の実働部隊といいますか、そういった方が待機する場所、あと4階にも防災対応スペースとして災害対策本部の重要な事項を決めるといった会議室も設置して、そのあたりのところについては今後よく検討をしながら進めていきたいと思っております。

◎西山則夫委員長

他に御発言ございませんか。  
工村委員。

○工村一三委員

事業費についてお伺いしたいと思います。

病院もそうでしたんですけれども、事業費に関しまして当初の計画から大幅に、8億3,000万ぐらい上がるとのわけなんですけれども、これ当初の計画の時点で、例えば庁舎の改修なんかでも耐震補強、天井の耐震強化とかあるいは耐震壁の補強、玄関のひさし、特に排煙対策とか防火ドア、この設置、これ当初の計画に入らなかつたんじゃないですか。この辺どうなんですか。

◎西山則夫委員長

管財契約課長。

●山口管財契約課長

当初の計画は、平成27年2月12日の総務政策委員協議会で御説明をした事業費でございます。これにつきましては、平成26年3月に実施をしました基本調査に基づき、庁舎の老朽化改修を中心とした内容で算出した事業費でございます。

今回実施設計を進める中で、改修ということもありまして、当初ではわからなかつた課題でありますとか、あるいは耐震補強の面で新たな課題というものも出てまいりましたので、そういった課題の解消を図っていく中でこのような増額になったということでございます。

◎西山則夫委員長

工村委員。

○工村一三委員

最終的に実施設計がされた後ということで、要るものはしゃあないなという気がしますんですけども、これは当初計画から実施設計に至るまでの間、こういうふうな比較、8億円も上がるというふうな動きは多少あったんでしょうか。

急にこういうふうに、私の認識が甘いのかもわかりませんが、実施設計後ということでぱっと出てきて5億も6億も8億も上がっているということに対しては、少し何か委員会にもう少し事前にこのお話があってもよかったんじゃないかというふうな気もするんですけども、この辺についてはいかがでしょうか。

◎西山則夫委員長

管財契約課長。

●山口管財契約課長

当初の計画時におきましては、基本調査に基づいた老朽化改修ということでございます。

その当ても耐震補強、それと津波浸水対策としてのエネルギー棟につきましては、先行してさせていただいたところです。

第3弾として、最終的な老朽化改修のほうをして、庁舎改修を完成させようという計画ではございました。その中で工法につきましては、居ながら工事、あるいはその有無、そういったことも含めてその当時検討しておったわけですけども、今回スケルトンという方向で庁舎を一旦みんな出た形で改修ができるということになりましたので、先に耐震補強をした部分、これ耐震補強で計画どおり0.8以上Is値を確保したんでございますけれども、その後そういった熊本の地震もあって補強の見直しを図る、どうすればいいのかというところでIs値をやはり0.9にはもっていくのが今できる一番の対策であるというふうなこともございましたので、そういった補強計画の見直しでありますとか、あるいは当初計画のときにはわからなかった法的な部分の適合の工事とか、そういった課題が判明してきましたので、どうしてもこういうふうな形でやっていく中で増額になってしまったという経緯でございます。以上です。

◎西山則夫委員長

工村委員。

○工村一三委員

設計後ということですので、先ほどもお話しさせてもらいましたように、要るものは仕方ないなというふうな気がします。

この際ちゃんとしたものを建ててもらわないかんということは、考え方の中に変わりはありませんので、ひとつ今後また、下に書いてございますように、経済情勢によりまた金額が変動する可能性があるということも書かれております。経済情勢だけならいいんですけども、実施設計分の追加とかいうふうなのがあるんじゃないかというふうな疑いも感じてしまうわけなんですけれども、その場合はできるだけ早く委員会のほうへ御報告してい

ただくようお願いします。

◎西山則夫委員長  
よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

今ありましたように、また事後の中で変更等が生じたら速やかに委員会に説明するようには申し伝えておきます。

他に発言ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御発言もないようでありますので、本件についてはこの程度で終わります。

#### 【伊勢市公共施設等総合管理計画における施設類型別計画について】

◎西山則夫委員長

次に、「伊勢市公共施設等総合管理計画における施設類型別計画について」を御協議願います。

当局からの説明をお願いします。

情報調査室長。

●浦井情報調査室長

それでは、「伊勢市公共施設等総合管理計画における施設類型別計画」につきまして御説明申し上げます。

本市では昨年度、公共施設等総合管理計画を策定いたしました。今年度はその実施計画に当たる施設類型別計画の策定に向け、市の考え方をまとめる素案づくりに取り組んでおります。

本日は、施設類型別計画の策定に向けた「今後の進め方」につきまして、御協議をお願いしたいと存じます。

資料2-1をごらんください。

1の「平成28年度の経過」でございますが、組織として、全庁横断的な体制として、公共施設等マネジメント推進会議とその下部組織となる作業部会を設置し、また、第三者機関として、施設類型別計画検討委員会を設置しております。

作業経過につきましては、作業部会を設置しての協議、関係部署間での協議と調整を行い、検討委員から頂戴した意見を踏まえながら、施設個々の将来の管理方針について市と

しての考え方を一旦まとめるものとして、施設類型別計画（素案）の作成作業を進めております。

2の「計画策定に向けた今後の進め方」でございますが、市が考える施設個々の将来の管理方針、言いかえますと結論に当たる内容から御提案するのではなく、次の3つの要件に取り組み、順に調整しながら同計画を策定していくことが必要であると考えております。

1点目は、当然のことではございますが、議会との協議、調整を行うことではございます。まずは、「各施設の将来の方向性を導く考え方」について協議をさせていただき、その考え方を修正する必要を検討した上で、施設個々の将来の管理方針を定めていくよう、順に協議、調整させていただきながら計画を策定していくことが必要であると考えております。

さらに、「将来の方向性を導く考え方」につきましては、後ほど御説明いたします「市民アンケート」の結果において総合管理計画の認知度が低いことから、地域を代表するまちづくり協議会と、またそれぞれの公共施設には、合併前の旧市町村における建設の経緯があることから、地域審議会と意見交換を行うことが必要であると考えます。

なお、総連合自治会との意見交換も調整したいと考えております。

3の今後のスケジュールでございますが、本日御説明する「施設類型別計画策定の考え方」に対し、皆様から頂戴した御意見をもとに検討委員から御意見を伺いながら、作業部会で素案の修正等を行い、施設類型別計画（案）を作成いたします。

そして、来年1月には（案）を議会へ提出し、御協議をいただき、その後パブリックコメントを行い、施設類型別計画を策定したいと存じます。

それでは、施設類型別計画策定の考え方を御説明させていただきますので、資料2-2をごらんください。

1ページに、計画の背景と目的を記載しております。

下から3行目に、本計画は各施設の今後の管理方針を示すものとしており、策定後は、本計画に定める公共施設等の管理方針を指標とし、中期財政収支見通しとの整合を図りながら取り組みを進めていくとしております。

3ページの計画期間は、総合管理計画と同様に2044年までとし、以下9ページまでは総合管理計画からの抜粋や、管理体制、アンケート結果を記載しております。

10ページをお開きください。

このページから19ページまでが、公共施設におけるマネジメントの考え方でございます。

11ページをごらんください。

（3）の更新等費用を抑制する具体的な手段として、①に「サービス提供形態の見直し」の考え方を記載しております。

今後、施設保有量を抑制していくために、公共施設の統合や廃止を施設管理の基本として推進していく上での考え方として、これまで各施設が提供してきたサービスの提供形態をさまざまな視点で見直しを行い、大規模改修や建てかえを行う際に複合化、集約化、除却を積極的に実施することで、更新等費用の抑制を図ることとしております。

15ページをお開きください。

「公共施設の方向性を導く考え方」について御説明いたします。

今年度の取り組みとして、施設の管理情報等を整理した「公共施設カルテ」を作成いた

しました。カルテの様式は、本日資料2-4で添付しておりますので、後ほど御高覧いただきたいと存じます。

次に、カルテの情報等をもとに、施設の第一次評価を行います。

表のとおり、「利用状況」などの10個の評価項目を定め、施設所管課において施設の現況等について評価を行い、その評価結果を判断材料の一つとしまして、16ページのとおり「建物」と「公共サービス」の視点から、これまで各施設が提供してきたサービスの提供形態の見直しを行うこととし、17ページに整理する20通りの「見直し区分」により、施設の第一次評価を行います。

18ページをお開きください。

将来の公共施設の適正保有量を把握するために、市全域を宮川、五十鈴川、国道23号を境に5地区に分割し、地域別に情報整理を行います。そして、施設の第一次評価に加え、会議室等の類似機能を共用化し、施設の複合化や集約化について、「作業部会」で横断的な視点で検討をすることとします。

19ページをごらんください。

(7)に「サービス提供形態の見直しの考え方」を整理しておりますが、「1施設1目的」ではなく、「1施設多目的」を基本とし、目標の達成を見据え、公共施設の方向性を導き出し、公共サービスの提供形態の見直しを行いたいと存じます。

次に、20ページをお開きください。

このページ以降が、インフラ資産におけるマネジメントの考え方でございます。

23ページをお開きください。

インフラ資産整備の優先度判定の考え方について御説明いたします。

まず、インフラ資産におけるカルテでございますが、マネジメントを進めていく上で資産の全体を容易に見渡すことができるように、各資産の情報を総括的に整理するものとしてカルテを作成しました。カルテの様式は資料2-5で添付しておりますので、後ほど御高覧いただきたいと存じます。

次に、インフラ資産事業の考え方でございます。

更新等費用の抑制は長寿命化が基本となりますが、さらなる抑制には新規整備において優先度をはかっていくことが必要であり、インフラ資産事業を表のとおりまとめ、「更新事業」と「新規事業」を優先度判定の対象事業としております。

24ページをお開きください。

優先度判定を行うため、「インフラ資産整備優先度判定シート」を作成することとします。

シートには、共通する以下の5つの視点を定め、それぞれの視点ごとに評価項目を設定し、地元要望や財源などの事項などから、総合的に優先度を判断することとします。

なお、シートはインフラ資産の分類や工事の種類により評価項目を設定いたします。

以上が、施設類型別計画策定の考え方でございます。

次に、公共施設に関するアンケート結果を御説明いたしますので、資料2-3をごらんください。

1ページをお開きください。

このアンケートは、今後の公共施設のあり方を検討するに当たっての参考とするため、老朽化問題に取り組む必要性や今後の方策、施設数を削減する際の優先順位などについて御意見を伺い、回答率は44.9%でございました。

12ページをお開きください。

昨年度策定した総合管理計画の認知度をお尋ねしました。

回答結果は、知らなかった74.9%、知っていたが読んではいない15.5%の回答をいただき、約90%の方が総合管理計画の内容を知らないということ把握いたしました。

申しわけございませんが、アンケートの詳細は、御高覧いただきたいと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

#### ◎西山則夫委員長

それでは、ただいまの説明に対しまして、御発言ある方は挙手願います。

世古口委員。

#### ○世古口新吾委員

大変御苦労さんでございます。

ただいま説明を聞きましておおむね理解はしたつもりでおりますが、やはり過去の、高度成長期に建設された多くの建物、インフラについて、非常に整備の時期が老朽化し、来ておるといことは認識をしておるわけでございますが、やはり今考えてみますと非常に財政的に厳しい、国も地方も厳しいという中におきまして、選択と集中、言われたように、これと優先度の問題が非常に大切かと思えます。

施設の関係におきましても、あちこちにかなりある施設をこれから淘汰していかなければいけないということも十分考えられますし、そうなりますとこの種の問題につきましては、総論賛成、各論反対、自分の地域にかかわってくると反対ですよというようなことがかなり出てくるのではなかろうかと危惧をしております。

これらにつきまして、行政側はいろいろな機会を通じてこういった問題をPRしていくとは思いますが、やはり我々議員としてもそういったことについて地域で、いろいろかかわりのあるところでそういった話も車の両輪のごとくやっていかなければいけないのではないかなと、このように思っております。

やはりそうした中で、いろいろ施策を進める中において、先ほど説明ございましたように、議会との調整と申しますか協議、調整、それで市民団体、いろいろな団体であるわけでございますが、こういったことを消化していくと思うとなかなか前へ進まないのかな、このような気もします。やはりある程度主導権を持って、先行的に、議会とは再三調整するに当たってやっていかなければ、来年の1月ぐらいには無理ではないのかな、このように思います。

そういったことにつきまして、もう少し早く進めることが必要ではないかなと思しますので、その辺について担当課と申しますか、考え方をお聞きしたいと思えます。

◎西山則夫委員長  
室長。

●浦井情報調査室長

いろいろと御意見いただきましてありがとうございます。

今年度当初には、来年度に今作成の作業を進めております素案をもとにいたしまして、住民説明会を行っていくというふうなつもりでございました。実際に今年度1年使いまして、市の考え方というふうなところで素案のほうのまとめをしてきたわけですが、先ほど御心配の言葉もいただきましたが、総論賛成、各論反対といった御意見を頂戴するだろう、あるいは今回の市が進めております素案につきましても、市が外部委員の意見を聞きながらも市としての考え方をつくっておるものがございますので、説明の場では、ややもしますと市が一方的に決めたことではないかといった御意見も頂戴するのではないかといいところもございまして、そのような場になってしまいますと、せっかくマネジメントを進めていく上で地域のほうへ説明へまいりましたのに、議論が進まないということが心配されるということになりました。

それで、きょう説明させていただきますような今後の進め方といったものを市の推進会議のほうでいろいろと、るる検討した結果、まずは各施設の将来方針を御説明する前に、総論というふうな部分に当たると考えておりますけれども、各施設の将来を今後の方向性をどのように導いていくのかという部分から御説明をさせていただいて、それで各施設の方向性をきちんと、市が今考えておる考え方が市民の皆さんのほうとどれぐらいの差があるのか、調整すべきところは調整をしていって、施設類型別計画を策定したいというふうにご考えております。以上でございます。

◎西山則夫委員長  
世古口委員。

○世古口新吾委員

私たちの会派も、先般秦野市へ視察に行ってきたわけでございます。この件についても非常に難しいという説明もいただきながら、やはりそうした中で一番のポイントは、市民への説明を十分行った上で市民の理解を得なければいけない。そうしなければ、この事業はなかなか前へ進まないという部分も十分あるのではないかな、そしてまたそんな話も聞いてきました。

そこらを十分気をつけて、この事業がスムーズに進められるように努力していただきたい、このように思います。

それと、施設類型別計画検討委員会ということで、第三者機関の人を中心にして組織されとるということですが、やはりこういった方々の部内の意見だけでは、どうしても一つの域を出ないという部分があるかと思っておりますので、第三者機関の意見を十分参考にしながら今後取り組んでいくべきではないかな、このように思います。その辺につきましても考え方がありましたらお聞きしたいと思っております。

◎西山則夫委員長  
室長。

●浦井情報調査室長

今回の施設類型別計画の素案をつくるに当たりましては、先ほど報告いたしましたとおり、検討委員会を設置したわけですが、この検討委員さんにつきましては、昨年度市が作成しました総合管理計画の策定においても委員を務めていただきました7名の方をお願いをいたしました。

この方々については、総合管理計画の策定に携わっていただいておりますので、マネジメントの必要性はもとより、市が取り組もうとしている取り組み方針や考え方といったものについても御理解をいただいておりますので、そういった見地の中で我々がつくろうとしております素案について、間違った方向に行かないか、あるいは基準としようとする方針等が今までの流れの中にあるのかといったところをきちんとチェックしていただきながら、市としての作業を進めてまいっております。

今後も検討委員の皆様の方には、市民等からいただいた御意見で、市はこういうことで考え方を変わるとか、こういうふうな見直しが必要だとかという部分についてはきちんと報告しながら御意見を頂戴して、順次作業のほうを進めたいと思っております。

以上です。

◎西山則夫委員長  
世古口委員。

○世古口新吾委員  
わかりました。

そうしたら、委員の中身、内訳についてはちょっとしっかりと頭に入っておりませんのやけど、やはり働く世代の意見を十分に含めた、吸収できるような委員体制をとられておるのか、その辺についてもちょっとお聞きしたいと思います。

◎西山則夫委員長  
室長。

●浦井情報調査室長

検討委員の皆様は7名お願いしております、5名が知識経験を有する方、2名が市長が必要と認める方ということで、知識経験を有する方については皇學館大学の教授、三重大学の准教授、それから建築士会からと百五銀行の伊勢支店長、商工会議所からの代表の方ということで、それぞれの分野での立場で御意見を伺っております。

ほか2名については総連合自治会から、それから社会福祉協議会からということになっておりまして、それぞれ団体の代表者を選出いただきまして、委員のほうをお願いしております。

それからあと、若い方というふうな部分についてはなかなか意見を聞きにくいかと思うんですけども、今回調査しました市民アンケートのところでは、各世代のほうからもアンケートを頂戴しておりますので、そのアンケート結果も踏まえながら作業のほうは進めたいというふうに思っております。以上です。

◎西山則夫委員長

他に御発言ございませんか。

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

すいません、この件に関しましては、一昨日の産建で少し議論されまして、先ほども世古口委員のほうからももう少し早く進めたらというようなお話があったかと思うんですが、今回のこの公共施設マネジメントの取り組み状況なんですけど、私聞きたいのは順調に推移しているかどうかというのを聞きたいんです。

といいますのは、これまでも市長以下スピード感を持ってやってくんやという話もありましたし、将来的な財政運営におきましても少し心配なところがありますので、現時点でその進捗状況についてどのように判断をされておるのか、その点お聞かせください。

◎西山則夫委員長

室長。

●浦井情報調査室長

すいません、作業につきましては、委員おっしゃるとおり遅いというふうに判断いただいても仕方がないかと思いますが、今の作業状況では、市の考え方を一旦素案としてまとめる部分につきましては、公共施設、インフラ資産とも市としての考えをまとめるレベルまでは来ておるといふうなところは作業状態というふうになっております。

現段階においては、この素案についてどのように市民の皆様、議会の皆様のほうに御説明していくのが、言い方が悪いですけども、ボタンのかけ違いというふうなことになるように、きちんと説明がつくようにというふうなところから、まずはこの考え方から御説明をさせていただくというふうな順番でいかさせていただきたいというふうに思っております。作業の状況からしますと、当初予定したとおりに進んできておるといふふうに考えております。以上です。

◎西山則夫委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

今回この計画策定の考え方という部分は突然に示されましたんですね。これまで当局は、具体的に言いますと、一昨年、27年11月に総合管理計画の報告がございましたですよ

ね。そのときには、20年8月に策定しました白書の後の経過の後に、28年度に施設類型別計画素案を策定して、29年度からはその素案をもとに住民説明会を行うとともに、取り組めるものについては順次取り組んでいきたいというような発言がされています。

それと、2月にはパブリックコメントと住民説明会の報告がございましたときにも、同じようなことで、28年度に策定します類型別計画の素案をもって29年度には住民説明会を開催すると、それなるべく回数をふやして住民説明会を設定したいというような発言がなされています。また、昨年も28年度の事業執行状況報告のときも、同じようなことで局長も室長さんも発言されておるんですよ。

これまでこの計画策定の考え方をつくっていくんやというような話は聞いたこともございませんし、この資料の策定スケジュールに示されておりますように、4月から8月にかけてこの考え方をもとにまちづくり協議会、それから地域審議会、総連合自治会という話も出てきました。そちらへ説明をしてもらって意見交換していただくんですけども、当局は何を求めているんですか。何を期待して説明するんですか。

◎西山則夫委員長

室長。

●浦井情報調査室長

地域の皆様への説明の内容についてお答えをさせていただきます。

昨年度策定いたしました総合管理計画のときに説明会もさせていただいておるわけですが、その際には市の老朽化問題の必要性やこれからの目標設定の考え方はというような部分を説明させていただきまして、総合管理計画をつくらせていただきました。

今回につきましては、その総合管理計画に基づいて実際に施設をこれからどうしていくのかという部分について、どういうふうな見方で将来の方向性を導いていくかといった考え方を説明させていただいて、その考え方を皆様から御意見いただいて、考え方の調整といたしますか、それをさせていただいて、施設個々についての方針を定めていくというふうにさせていただきたいと思っております。

それで、素案については市の考え方ということになりますけれども、この考え方を説明させていただいた後につきましては、先ほど説明させていただきましたが、案という形にさせていただいて、後はパブリックコメントでの御意見を頂戴し、計画策定というふうにさせていただきたいと思っておりますので、若干のというところではありますが、数カ月のおくれは出るかわかりませんが、なるべく来年度中には策定できるようなことを目指しながら取り組みを進めていきたいというふうに思っております。

◎西山則夫委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

今ですね、まちづくり協議会であったり地域審議会に今回のこの考え方というものを持

って意見を求めていっても、前つくっていただきました総合管理計画のとめ直しのような感じがしておるんです。結果的には総論賛成という結果に終わってくるのかなというふうに思っております。

市民アンケートも見させてもらいました。公共施設の利用状況につきましては、年に数回しか利用していない方が63%、全く利用していない方が25%あったわけですよ。そのうちでも利用する必要がないと言われる方が66%もございました。また一方、先ほど説明ありましたように、総合管理計画の認知度、75%の方が知らない、また知っていたんだけども読んではいないという方が15%という状況です。

そんな状況の中でも、建てかえに対する市民負担のところで、統合あるいは廃止しながら建てかえていけばいいじゃないかということが63%ございましたですよ。もう一つ、老朽化に対する考え方につきましては、段階的あるいは全体的に減らすべしという方が88%もお見えになりました。そういう結果ですよ。これが恐らく全てやと思いますよ。今さらこの考え方をもってまち協やら地域審議会に説明をしていただいても、結果は同じやと思うんです。

またそれよりも、9月から11月のスケジュールの中で、この施設類型別素案の修正を行って、計画案を策定していくんやということで書いてもらってあるんですが、この中で議会からの意見というのは今回ございますよね。それ以降もまたそういう機会はあるんですか。

◎西山則夫委員長  
室長。

●浦井情報調査室長

本日は協議会のほうへ御説明に上がらせていただきまして、御意見を頂戴したところでございますけれども、議会のほうからは順次御意見のほうも頂戴したいと思っておりますので、時間を設けていただければというふうに思っております。以上です。

◎西山則夫委員長  
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

ちょっと今の意味が理解できなかったんですが、今回そういう機会を与えていただきましたよね。それで、この後もそういう機会があるのかなのか、何かそういうアクションをかけていただけるのか。

◎西山則夫委員長  
情報戦略局長。

●中川情報戦略局長

まず、このスケジュールの形でいかせていただきたいと思います。

ただ、先ほども先進地のお話を世古口委員からもいただきました。一番のポイントは市民への十分な説明と理解やというようなことでございます。まずそういったことをさせていただいて、そういった御意見も頂戴しながら、議会のほうへも一定のお示しできる整理したものが整いましたら、そういったことについて御説明をさせていただきたいと考えております。

◎西山則夫委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

ありがとうございます。

それともう1点お聞かせ願いたいんですけども、今回の考え方と類型別素案とは別のものやと思うんですが、今回の考え方に対する庁内の公共施設等マネジメント推進会議の皆さんの認識、それから策定委員会での皆さんの意見、今回の取り組みに対して、どのようなものがあつたかお聞かせ願いたいんですが、実は策定委員会の議事録、会議録、少し見せてもらいましたら、年数だけがどんどんたっていくやないかと。やめるものはリストアップして検討したらどうやというような御意見も確かに書いてあつたかと思うんですけども、この市長以下推進会議の皆さんは今回の取り組みで了としておるのかどうか、それと、策定委員会での今回の取り組みに対する御意見、それちょっと御披露いただけないですか。

◎西山則夫委員長

室長。

●浦井情報調査室長

マネジメント推進会議が、この公共施設のマネジメントに関しての全てを決める組織となっております。

ですので、今回の今後の進め方については、この推進会議の場での意思決定の中でのきょうの提案ということにまずなっております。

それから、検討委員会のほうからは、先ほどもちょっと御意見いただきましたが、総論賛成、各論反対ということになるので、地域にうまく説明ができるように努力してくださいということで、検討委員の皆様には市がこの施設類型別計画をつくっていくについての御意見を頂戴するという事になっておりました。検討委員のほうからは、これからは市がこの考え方、計画を市民の皆様、議会のほうへ説明していく、同意を得る、計画策定についての作業に入っていく事務について、どう進めていくかについては市のほうで判断をとって、きちんと策定できるように進めてくださいというふうに言われております。

あと、検討委員の皆様からの評価といたしたらあれですけども、ことし1年間市の

考え方をまとめるに当たりましては、これまで検討委員の皆様の方には5回会議をお願いさせていただきまして、いろんな御意見を頂戴させていただきながら進めてまいりまして、作業的には思ったとおりに進めさせていただいたというふうなところでの評価をいただいておりますというふうに思っております。以上です。

◎西山則夫委員長  
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

はい、わかりました。

先ほど策定スケジュールのところでは質問させていただきましたんですが、また当局の発言も紹介してもらったんですが、この類型別の素案でもって住民説明会を行っていくんやということを書いてこられましたですね。この策定スケジュールからその部分が削除されておるんです。もう住民の皆さんは、この1月からのパブリックコメントで、もうそれだけで了としていくんですか。

◎西山則夫委員長  
室長。

●浦井情報調査室長

今年度当初は、先ほど申し上げましたといいますか、今委員おっしゃっていただいたとおり、市の考え方をまとめた素案をもとに住民説明会を実施するというふうに説明もしてまいりましたし、年度当初はそのように考えておりました。現実、このように今素案づくりのほうが進んでまいりますと、現実的には施設個々の将来方針を住民の皆様の方にお伺いをしながら定めていくということには、なかなか難しいのではないかとこのころが一つの判断となっております。

この策定の考え方について御意見を伺って、それをもとに市の考え方を一旦まとめた素案の修正等を行って、案を作成して、案については議会のほうと協議をさせていただいて、皆様の方には住民説明会を行わずにパブリックコメントの御意見を頂戴して計画を策定したいというふうに考えております。

この考え方の一つには、公共施設の老朽化問題は伊勢市に限らず全国の自治体で今後の大きな課題となっております。そうした現状におきまして10年先、20年先、30年先の長期間の計画となりますので、種々状況等も変わってくると思っておりますけれども、今後の取り組みの指標というふうな位置づけで、この施設類型別計画をつくっていきたいというふうに思っておりますので、住民の皆様の方には今回の考え方のところで御意見を頂戴した後は、案として議会のほうとの協議をもとに計画策定というふうな流れにしたいというふうに思っております。以上です。

◎西山則夫委員長

鈴木委員、まだ延々とお続けになりますか。

○鈴木豊司委員

いや、終わります。

◎西山則夫委員長

ちょっと時間を気にしておるので。

じゃ鈴木委員、どうぞ。

○鈴木豊司委員

今のような取り組みでは、住民の皆さんの理解も得られないと思いますよ。もっと具体的にこの公民館はどうしていくんや、この施設はどうしていくんやという具体的な話を持っていかないと絶対無理やと思いますよ。

先ほど認知度が低いという話があったんですが、それも当然行政の責任やと思います。総合管理計画の住民説明会でも、4回では少ないやないかということをおっしゃっていただきましたよね。それで4回やって、結果は職員2人含めた47人しか来ていただけなかったということ、それで広報でもシリーズを組んでいただいているいろいろ周知をしてもらったんですが、広報なかなか読んでもらえないときなんです、今。そんな状況の中、当たり前のお話じゃないですか、認知度低いのは。

本当にやろうと思ったら、もっともっと真剣に取り組んでほしいなというふうに思います。

最後にしておきますけれども、本当にこの推進会議の皆さんはやる気があるのかと思います。本当に疑問です。これまでスピード感を持って取り組んでいくんやという決意をされておったんですが、その決意そのものはどこへ行ったんか、最後にそれだけお聞かせください。

◎西山則夫委員長

局長。

●中川情報戦略局長

大変御心配をおかけしております。また、スピード感を持ってということは重々承知しております。

ただ、急ぐ余り手戻りといいますか、十分な説明のない中で、個々の市民の一人一人に理解していただくということはなかなか難しいことではございますが、まちづくり協議会なり自治会なり、そういった中心となるところでまず御理解をいただいて、それで個々の施設へ入っていくということで、それが一番確実に遅れの少ないことだと思っております。

推進会議の中でも十分議論をさせていただき、確実に着実に進めていくという確認をとっておりますので、よろしく願いいたします。

◎西山則夫委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

最後に一言だけ言わせてください。

本当に具体的な話を持って地域へおりていかないと、絶対この種の話は進まないと思いますので、その点よく考えてこれから対応していただければというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

◎西山則夫委員長

他に発言ございませんか。

すいません、他にありそうなので、10分間休憩をさせていただきます。

休憩 午後 2 時11分

再開 午後 2 時20分

◎西山則夫委員長

休憩前に引き続き協議を続けます。

他に御発言ございませんか。

黒木委員。

○黒木騎代春委員

1つは目的についてなんですけれども、私も人口の動向とかまちづくりの方向性によって、この公共施設のあり方についていろいろ見直しということ自体は必要なことは私も否定しません。ただ、統合、廃止というのが基本にありますと、そのことが通じて広い目で見て市民福祉の向上につながるのかどうなのか。

合併のときも、通信網や交通手段の発達で広範囲にしても市民サービスの向上は可能やというような話もありましたけれども、10年経つか経たんうちにこういう問題も提起されるようになっているわけなので、そのことは非常に大事やと思うんです。

そういう意味で、市民福祉の向上というのが基本にあって、こういう施設のあり方についての見直しがあるということの基本さえ十分踏まえておけば、市民のエゴですね、自分の地域やからどうこうという各論反対ということには、話し合えばならんというふうに私は思っています。

そういう意味で、市民を信頼する立場で私は議論すべきやというふうに思うんですけれども、そういう点では基本的な考え方についてちょっと確認をさせていただきます。

◎西山則夫委員長

室長。

●浦井情報調査室長

本日お配りしました資料2-2の考え方のほうの6ページをお開きいただきますと、総合管理計画から抜粋をしておりますが、公共施設等の管理についての基本的な考え方ということでここに記載をしております。

基本的な考え方としては、第一義的には財政負担の軽減及び平準化というものが第一目的になりますけれども、あわせて忘れてはいけないということで、安全・安心で時代のニーズに応じた公共サービスの提供というふうな、この2つを基本的な考え方というふうにしております。

それで、16ページお開きいただいて、今後の施設の方向性を考えるに至りましては、まず建物を建てる建てやんというような議論からになってしまいますので、建物の評価というところではやっぱり残す、当面残す、残さない、こういった関係になります。先ほど委員おっしゃっていただきましたとおり、その施設を利用する市民の皆様へのサービスについてはきちんと捉えていかなあかんということがございますので、公共サービスの評価の考え方として継続、変更、廃止、この3つの考え方としてみようということで、この建物評価の3つと公共サービスの評価の3つ、それぞれを掛け合わせることで、隣のページの17ページになります、20通りの評価方法を今考えておるところです。

ですので、今まではある施設で御利用いただいておったサービスも、ややもしますと違う隣の、あるいは少し離れたところの施設をお使いいただくということも必要かと思えますし、あるいは環境も大分変わってまいりましたので、民間のほうに委ねるというふうな部分も選択肢とせなあかんという部分もございますので、そういった部分をきちんと見落とさないようにしながら将来の方針を定めていきたいというふうに考えております。

以上です。

◎西山則夫委員長

黒木委員。

○黒木騎代春委員

わかりました。

それと、それを具体的に進めていく上でちょっと気になるのが、このサービスの提供形態の見直しの考え方の中で、1施設1目的ではなくて1施設多目的を基本の考え方とするというのがあります。これを一律に適用してしまうと、例えば教育施設などにもこれを一律に適用しますとどうなのかなという点で、ちょっと心配な点があります。教育施設が面積の上では結構ボリュームを占めている中で、そういうことが基本になります。例えば教育施設については教育目的が第一義的になきゃならぬので、そうでない施設の場合は多少譲り合いをして使うというのも合理的な使い方として許容範囲にあると思うんですけども、教育施設を多目的のことにまぜてしまいますと、それこそいっしょくたにしてしまいますと、これまた本来の目的が達成できないというような状況になってくるんじゃないかと思えます。

その辺について、ちょっと私の懸念かもわかりませんが、もう少し丁寧な説明を

いただけたらと思います。

◎西山則夫委員長

室長。

●浦井情報調査室長

今の1施設1目的ではなく、1施設多目的の基本の考え方のところについての御意見でございますけれども、今までの建て方がそうだったと言うてしまうといかんのかわかりませんけれども、こういったことが必要だからこの施設を建てるというふうな背景でつくってきた施設はたくさんあるというふうに思っております。

そういうふうなことで、施設はどんどん建ててきたわけですが、そういった施設が古くなってきて、建てかえるときにそれを全て同じように建てかえるんかというところからの議論でこの総合管理計画をつくり、その建設費を抑えながら市民サービスの低下を招かんよというふうな部分を何とかクリアしていこうと思っておりますと、やはり1施設多目的、この観点でやっていくことが必要だろうというふうに思っております。

学校につきましての実際には現状として、基本は子供さんたちの学習の場ではございますけれども、地域の皆様のほうに御利用いただくようなフリースペースのような部分をつくってみえるというふうに聞いておまして、そういった部分で、学校で子供たちが学ぶだけではない、地域の皆さんにも学校で活動していただけるような部分もこれからは必要だろうと思っております。

それと、多目的の中には、例えば学校が終わった後の放課後児童ということの子供の見守りという部分も、分野を変えて多目的の一つには捉えていかなあかん部分もございまして、そういった部分での、何でもかんでもが多目的ではなく、学校の施設でサービスできるようなことで多目的を探していきたい、このように思っております。以上です。

◎西山則夫委員長

他に発言は。

福井委員。

○福井輝夫委員

皆さんいろんな委員の方が公共施設マネジメントについての進め方、それから考え方等をお聞きしておりますが、私も1つの点からちょっと市のほうの考えもお聞きしながらと思ってお聞きさせていただきました。

13ページに書いてあります取り組みのイメージというものがございまして、1から5までありまして、複合化、いろんな用途のやつを一つに複合して効率的に使うというのと、集約化、同じような施設を一つに集約して使うと。転用する、こういうふうないろんなものに転用してやるとか、いろいろあります。

その中で、5番目の民間施設の活用という部分で、ちょっと掘り下げて聞かせていただけないかなと思います。

というのは、この辺もやっぱり積極的な検討が必要ではないかなと。ただこの項目の中でこんなのがあるよというのではなくて、具体的にいろいろ伊勢市の実情を見ながら、そういう利用できる施設があれば大いに検討しながら進めていただければと思いますので、ちょっと聞かせていただきます。

皆さん御存じかと思いますが、1週間ほど前に松阪市のショッピングセンター、マームという施設に松阪市の船江町の公民館がそこへ移転すると、マームの中へ移転するというような情報がありました。新聞にも出ておりましたが、マームなんかは結構私も見に行きますと、1階のいい場所やら2階の場所、スペースあいています。いろんなマームの状況からそうなっていると思うんですが、そういう利用するには非常に利用しやすい場所でもあるんですけども、使っていない部分が多い、そういうところをうまく松阪市が今年度の予算の中で、新年度予算でそういう計画を立てております。

これにはいろいろそれぞれの公民館の利用者等との綿密な打ち合わせがあっただけでできたことかと思いますが、いろんな利用の仕方が、ちょっと使いにくくなったり、そんなのもあろうかと思いますが、そういうふうに決定されておることによって、そういう民間の空いている施設、そういう部分で、もちろん耐震それから老朽化とかそういう部分も考えながら、ここなら使えそうだなという部分があれば、市も大いにそういう部分も検討しながら進めていくべきではないかなということ、この民間施設の活用という項目もありましたので、その辺についての意気込みというか、何か考えていることがあるのか、その辺があればちょっとお聞かせいただきたいと思います。

◎西山則夫委員長  
室長。

●浦井情報調査室長

きょうこの場で民間施設を活用するという部分について、個々にちょっと報告をさせていただくことにつきましては控えさせていただきたいと思っておりますけれども、この民間施設を活用するという部分も、13ページにありますことですが、これからの公共施設の数減らしながらもサービスを提供していく上では一つの大事な方策だろうというふうに捉えておまして、⑤番に民間施設の活用という部分をつけております。

ですので、各課のほうでは、この市内に同類の施設がどれぐらいあるのかということもきちんと考え方として持っております。といいますのは、15ページに施設の第一次評価というふうなところを紹介させていただいておりますけれども、周辺環境という部分で、⑧番には市有の同類施設、同様のサービスをする市の同類のような施設がどれぐらいあるのか、あるいは⑨番に民間等同類施設という区分で、同様のサービスを提供している他の施設はどれぐらいあるのかという部分を見ながら、こういった部分を見て評価をしていて、役割としての今後というものを考えるようにしておりますので、その辺今御指摘いただきましたことにつきましては、きちんと見落としのないように捉えながら方針を定めていきたいというふうに思っております。以上です。

◎西山則夫委員長

福井委員。

○福井輝夫委員

ありがとうございます。

先ほど、いろいろこの表の中からも検討いただいたように、そういう面では柔軟な姿勢をもって大いに検討していただきたいと。

例えば、伊勢市の中でも、これは耐久性とか老朽だとかその辺まだわかりませんが、例えば新道の中にもいろんな空き店舗がございます。そういう部分を、例えば市が利用することによって活性化にもつながっていくだろうということもありますし、ちょっとしたショッピングセンターでもすき間のあるスペースも結構見受けられます。そういう部分を利用する。

先ほども学校のときでもありましたけれども、例えばこれから学校新設する中で、地域のコミュニティーも考えながらフリースペースを設ける。たしか熱海のほうだったかな、小学校だったかな、そちらのほうでそのような場所がございましたし、視察に行ったときに、そこでは学校の施設と完全に分断できるように壁もつくって、行き来はできるようにはできるんですけども、壁もつくりながら学校を使ってないときに周りの市民の方がその建物の一部を使うというようなことも実際やっておりました。そういう部分も大いに参考にしながら、柔軟な姿勢で有効活用していただく、これから新築を有効に使っていただくという部分をやっていただきたいと思いますので、そういう面で既存のショッピングセンターなんかも大いにチェックしていただければと思いますので、最後にその辺ももうちょっとだけお願いします。

◎西山則夫委員長

室長。

●浦井情報調査室長

具体的にショッピングセンターというようなお話もいただいておりますけれども、いろんな情報を収集しながら適正な方向性を導いていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

◎西山則夫委員長

他に。

野崎委員。

○野崎隆太委員

もう皆さんがいろいろおっしゃっていただきましたので、僕からも少し、ほかの委員の方から御意見があったように、ほかのあと委員会でも意見があったように、少しスケジュールが遅過ぎるのではないかなと思います。

ちょうど1年前だったか、この委員会で僕、2年ぐらいこれ寝ていたのかというような話をさせていただいたことがありましたけれども、1年間たっても状況から見るとそんなに進んだ形跡がないと思っております。

うちの所管ではありませんので、他の委員会の所管でありますけれども、例えば各施設、合併から10年たって、公共施設の利用料金の見直しをどうするのかという議論が、これも何年も前から各委員会で行われているのを恐らく御存じだと思うんですけれども、そのときもこの公共施設のマネジメントをつくって、それに合わせて各施設にかけられる費用、それから利用料金の割合、市が負担する部分と受益者負担の部分と全部勘案しながら、最終的に料金の方針を示したいというようなことを、それぞれ所管の委員会で言われておるわけです。

そういうことを考えると、この計画を策定しないがために、というかもこの計画の策定が余りにも遅過ぎるがために、いろんな分野で全ての計画がおくれているという認識をそもそも持っているのかをまず教えてください。

◎西山則夫委員長  
室長。

●浦井情報調査室長

市が抱えますこの老朽施設の更新問題、老朽化問題につきましては、これからの伊勢市の方向性において大変大きな重要な課題であるというふうに認識しております。

これが原因でいろんなところに影響を及ぼしておるという部分につきましても認識をしながら、そういう認識の中で今後は市民の皆様のほうに御理解いただいて、きちんと進めていくというふうな判断の中で、今回の進め方という部分を選択いたしましたので、そのように御理解いただきたいと思えます。

◎西山則夫委員長  
野崎委員。

○野崎隆太委員

全く意味がわからないというところとあれなんですけれども、そもそもさっきも言いましたように、何年も前から迷惑をかけているような話なんです、市全体の計画に対して。なので、今回このスケジュール、先ほど局長からはこのスケジュールを提案させていただきましたとあったけれども、意見を言わせていただくのであれば到底認められるスケジュールじゃないもので、もっと早くしてくださいと。

まずそれから、このスケジュール、素案の修正を行いというのは9月から11月に書いてあるけれども、素案の提出を何月何日にする、何月の協議会ですと書いてないですよ。けつもそう。最終的に類型別の計画案を提出して協議とあるけれども、策定するのが1月からとなっているけれども、何月にやるのかも決まっていな。じゃあその計画に基づいて実行するのが何月かというのも書いてない。何もかもこれ書いてないと思うんですけれ

ども、今言った3点、全部答えてもらっていいですか。素案の提出は何月、それから計画の策定が終わるのが何月、実行が何月、この3つ答えてください。

◎西山則夫委員長

室長、それは今言明できますか。今の質問で、今これからやろうとしていることを、まだ確定してない段階でこの場で発表できますか。局長、どうですか。

室長。

●浦井情報調査室長

現段階でいつの何日というふうなところまでは、ちょっとこの場で申し上げることはできないということです。すいません。

◎西山則夫委員長

野崎委員、今のところはまだ内部で、きょう出されたところは何月ごろということを示されておるので、そこの何日までということをお場で求めても無理なんで、そこは控えて。

野崎委員。

○野崎隆太委員

何日かなんて、そんな話はしてないんです。ただ、素案の提出を何月にするかという目標があっても正直言うとええと思うんです。でも、それないですよ。さっきも言いましたように、計画の終わりをいつにするかというの、何月に提出するというのもないですよ。何日かなんて、そんな話は当然してないんであって、それ記載するべきじゃないんですか、本来的には。

◎西山則夫委員長

室長。

●浦井情報調査室長

来年度の予定としまして、そちらに書かせていただいておりますが、前半は地域の皆様のほうと協議をさせていただいて、その後修正をして案をつくるというふうなところで11月というふうにしておりますが、その後大変申しわけございませんが、議会の日程も私のほうでは全て把握をしておりませんので、1月からというふうにしておりますけれども、できるだけ早くこの時期については議会のほうへ御提出をいたしまして、その後のこの「から」というふうにしておりますのも、議会のほうへ案を提出しての協議のほうで1回で協議を終えていただけるのか、あるいは協議が続くようなところを御指摘いただくのか、そういったところもわかりませんでしたところがございましたので、最後の月のほうを入れておらないところですが、市としましては年度内中の策定を目指したい、このようには思っております。以上です。

◎西山則夫委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

わかりました。年度内中の策定ということで、それでも僕は余りにも遅いと思いますもんで、スケジュールの見直しをぜひとも求めたいと思います。

あともう一つ、先ほど鈴木委員から個別にもう少し具体的な話をしないとというような話もありましたけれども、僕も全く同じ意見です。

この策定の方法というのを今からこれ、こんな形で策定しようと思いますけれども、どうですかという形で聞きに行かれるというような形のことがここに書いてあるんですけども、それに意味があるのかと言われると少し疑問に感じます。

これに関しては先ほども申しましたとおり、類型別の計画であるとか公共施設のマネジメント、これからどうしていくかというのは、ある程度はかけられる費用と整備費と今の利用人数等、そこから割り出される利用料の算出とかの中で、結局その施設が存続ができるかどうかというのを市全体の中で割合を見て、バランスを見て決めていこうというのがもともとなんですよね。なので、基本的には市がリーダーシップをとって、ある程度方針をこういうふうに考えているというふうな形で出すのが筋だと僕は思います。

そこに対して、一つ一つ例えば住民とか議会とかから一緒に一からつくっていくような話ではこられないのかなと。かける財源とか決まっていますので、こうこうこういうふうには私たちは考えていますというようなことじゃないかなと思いますもので、余りにも今のこの計画は、市長を含めて行政側のリーダーシップがない、みずからの方針を示せないんだったらやめたらいいんじゃないかと思うぐらいの、下からいつているような計画じゃないかなと思います。

なので、もっと早い段階で方針を、行政側はこう思っているんだと、結局かけられる予算というのはこうなんでというような話は示すべきじゃないかなと思うんですけども、そこだけちょっと考え方だけお聞かせください。

◎西山則夫委員長

局長。

●中川情報戦略局長

考え方ということでございます。

人口減少の中で、限られた財源で更新していくことができないというようなところがございます。その辺について十分まず理解していただかないかんということがございます。

それで、今回考え方ということでお示しをさせていただいております重要なところが、15ページから19ページ、このあたりについて、まずしっかりと説明をしていきたい。それで、個々具体の施設については総論賛成、各論にはなかなか難しいということが、まず理解していただいた上でそういった御意見というのは出てくるのはやむを得ないですが、まずこの辺の考え方をしっかりと御理解いただきたい。

それで、個々の施設の状況につきましては、きょうの資料についております施設カルテ、こういったものを整理して、4月以降利用状況であったりとか基本情報であったりとか運営のコスト、こういったものも見ていただくようにします。

そういったもの、考え方をしっかり頭に置いていただいた中で、それぞれの施設を市民の方が見ていただいて、それで我々のほうとしては案として、個々の施設についてお示しをしていくということになりますので、よろしく願いいたします。

◎西山則夫委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

もう最後にこれ言わせていただきますけれども、言いたいことは当然わかるんです。1つずつ住民理解を得たりとか、その地域地域の事情がありますもんでそれを勘案してというのはわかるんですけれども、やっぱり最終的にできること、できないことを示すために今回の計画をつくるというのは大前提で持っていらっしゃるはずですので、なので、ある程度市側で、行政側で方針を示すことが重要なんじゃないかというのが一つ。

あとは、素案を持って住民側に行かないと、住民側も何をしに来たんやと僕は最後なるんじゃないかなと思っております。なので、総論賛成、各論反対というふうな形に結局なって持って帰ってくるような話に次なってしまうと、もう1回結局同じ説明会を、今度は具体的なものを持って、そこで反対をされましたと。1月からの反対がすごく多かったときに、じゃ1月からもう1回後退するのかという話になりかねませんもんで、そうするとこれだけの時間をかけたのに無駄じゃないかなと。

あともう一つ、これは覚えておいていただきたいんですけれども、確かに今回の資料はきょう出てきたものです。だけど、もともとこの計画策定の始まりがきょうかというのと、当然きょうではなくて、公共施設のマネジメントがまとめられた28年が、決してそこが始まりでもなくて、それよりもさらにもう何年も前から始まっている話でありますので、一つ一つ住民へ理解をかける時間が今までなかったかとか、こういうふうな計画を策定したいんだと思っていると、この方向でこれから計画をまとめていくというような時間を説明する時間、今まで十分にあったかなかったかという議論をするのであれば、僕は十二分にあったとおもっておりますので、時間をかけることがいかなのじゃなくて、今までそれをかける時間があつたのにやってなかっただけというのだけは、僕はそういうふうな認識でありますもんで、その辺だけ、今までもう既に過去何年もたっているような計画であると。そのために、さっきも言った公共料金の見直しとか施設の利用率の見直しとかが何年もとまっているというような認識だけはお持ちをいただいて、その間に例えばその施設に対する赤字額がどんどんひよっとしたらふえているかもしれないし、合併の調整項目の中でもう10年経ったけれども、利用率のそれぞれの差の格差をどうやって見直していくかというのが10年目にすることができなかつたのも、これが遅れていたからじゃないかと僕は思っていますもんで、市全体での一体感であるとかまとまりを阻害している原因がひよっとしたらこれじゃないかと言われても仕方がないような現状だということだけはぜひとも認識

をいただければと思います。以上です。

◎西山則夫委員長

他に御発言ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎西山則夫委員長

他に発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

### 【第三次総合計画（仮称）の策定について】

◎西山則夫委員長

次に、「第三次総合計画（仮称）の策定について」を御協議願います。

当局からの説明を願います。

企画調整課長。

●辻企画調整課長

それでは、「第3次総合計画（仮称）の策定について」御説明を申し上げます。

初めに、本市の総合計画における現在の状況について御説明をいたします。

現在の第2次総合計画は、平成26年度から平成29年度の4年間を計画期間としており、平成29年度末で満了となりますことから、これに続く総合計画を策定したいと考えております。

これまでの伊勢市総合計画審議会からの御意見等を踏まえ、庁内で検討を進め、策定方針を整理いたしましたので、本日御説明を申し上げる次第でございます。

それでは、資料3の1ページをごらんください。

まず、「1 総合計画策定の目的と位置付け」でございます。

市政運営を行うためには、同じ方向を向いてまちづくりを進めていくことが大切であるとの認識のもと、その基本的方向を示すものとして、総合計画を策定したいと考えております。また、その位置づけといたしまして、本市の政策や事業の根拠となる最上位に位置する計画といたします。

次に「2 計画策定の根拠」でございます。

御承知のとおり、市町村が策定する総合計画の基本部分である基本構想については、地方自治法が平成23年に改正をされ、その法的策定義務がなくなりました。そのことにより、策定すること自体、また策定する場合においても、議会の議決を経るかどうかの判断はそれぞれの市町村に委ねられました。

本市においては、今後の市政を取り巻く状況を踏まえ、長期的な市のビジョンを持ち、計画的に取り組みを進めていくことがこれまで以上に必要となると認識をしております。

現在、本市においては、総合計画を策定する根拠が存在しない状況でありますことから、

条例を整備し、総合計画の策定根拠を明確にしたいと考えており、来る3月定例会において議案提出を予定しておるところでございます。

次に、「3 計画の構成と期間」についてでございますが、(1) 計画の構成をごらんください。

計画の構成は、基本構想、基本計画、実施計画の3層構造と考えております。それぞれの主な内容については、記載のとおりでございます。

次に、期間でございますが、2ページをごらんください。

まず、基本構想でございますが、長期的な視野に立ったまちづくりのビジョンを示すという趣旨から12年間と考えております。

次に、基本計画でございますが、現在の第2次総合計画と同じ考え方となりますが、市長の任期に合わせた4年間と考えております。そして、実施計画につきましては、2年間を見据えたものとし、毎年更新をしてみたいと考えております。

2ページ中段から下段において、計画期間及び新市施行からの流れを図示しておりますので、御高覧いただきたいと思っております。

続きまして、3ページをごらんください。

「4 第3次総合計画の策定方法」について記載をしております。

総合計画の推進におきましては、行政だけでなく、市民、各団体等多くの方々と共有し取り組んでいくことが大切でありますので、策定の過程において、さまざまな方々からの御意見を頂戴しながら進めてまいりたいと考えております。

市長の附属機関である「総合計画審議会」を初め、住民参画の体制といたしまして、市民アンケート調査、ワークショップ、各種意見聴取、パブリックコメント等を実施してまいりたいと考えております。

また、庁内体制については、庁内横断的に取り組める体制を整備したいと考えております。

次に、(4) 市議会の議決等について御説明を申し上げます。

基本構想については、まちづくりの基本理念、目指すべき将来像等、まちの大きな方向性を定めるものであることから、議会の議決を経て策定するものとしたと考えております。

また、基本構想及び基本計画の策定に当たっては、各常任委員協議会等において策定状況について随時御説明申し上げ、御協議を賜りたいと考えております。

恐れ入りますが、4ページをごらんください。

上段には策定体制、策定方法等について図示しておりますので、御高覧を賜りたいと存じます。

次に、「5 第3次総合計画の進行管理」についてでございますが、進行管理については、基本計画、実施計画に目標を設定し、総合計画審議会において行いたいと思っております。また、個別分野における審議会等とも連携を図ることも検討しております。

最後に「6 計画策定スケジュール」についてでございますが、平成30年の4月の策定を目指し、取り組んでまいりたいと考えております。

以上、第3次総合計画（仮称）の策定について御説明を申し上げます。よろしく御協

議賜りますようお願いを申し上げます。

◎西山則夫委員長

ありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして、御発言ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎西山則夫委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

### 【定住自立圏形成協定の変更について】

◎西山則夫委員長

次に、「定住自立圏形成協定の変更について」を御協議願います。

当局からの説明をお願いします。

企画調整課長。

●辻企画調整課長

それでは、「定住自立圏形成協定の変更」について御説明を申し上げます。

資料4をごらんください。

1の主な経過につきましては記載のとおりでございまして、平成26年6月16日に策定をいたしました「伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン」について、これまで2回の変更を行い、現在に至っております。

そして、昨年12月26日開催の伊勢志摩定住自立圏推進協議会において、新たな取り組み内容に係る提案を行ったところ、連携市町の賛同を得ましたので、協定変更に向けた手続を進めてまいりたいと存じます。

2の変更の内容等でございますが、協定書の「生活機能の強化に係る政策分野」における「医療体制の確保」の項目に、「在宅医療・介護連携の推進」を、また「商工業の振興」の項目に、「創業に関する支援」を追加するものでございます。

「在宅医療・介護連携の推進」につきましては、平成26年に施行された医療介護総合確保推進法において介護保険法が改正され、地域支援事業として医療と介護の連携を推進する事業が追加されまして、平成30年度までに実施することとなっております。

この背景といたしましては、在宅医療と介護保険については保険制度が異なることなどから、多職種間の相互理解や情報共有など、必ずしも円滑に連携がなされていない状況がございます。

住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために必要な支援を行うことが求められており、同じ医師会の区域にある玉城町、度会町、南伊勢町のそれぞれと連携をしようとするものでございま

す。

次に、「創業に関する支援」でございますが、こちらにつきましては、地域経済を支えてきた中小企業・小規模事業者の数が年々減少し、地域の活力が失われつつあること、また、進学や就職等の理由で首都圏等へ転出する若者が後を絶たず、人口減少に拍車をかけていることから、新たな地域経済の担い手を創出するため、創業の促進が求められております。

圏域共通の課題として、全ての連携市町と連携しようとするものでございます。

「3 今後の進め方」でございますが、この後、3月定例会に定住自立圏形成協定の変更に係る議案を提出し、議決が得られましたら、3月下旬を目途に伊勢市と各市町で「定住自立圏形成協定の一部を変更する協定」を締結いたします。

また、この協定変更を受けて、6月ごろに伊勢志摩定住自立圏共生ビジョンの変更を行う予定でございます。

なお、今回の変更により取り組み項目は2つふえ、30となる予定です。

参考資料として、変更協定のイメージをお示ししておりますので、また御高覧を賜りたいと存じます。

以上、「定住自立圏形成協定の変更について」を御説明いたしました。御協議のほどよろしくお願いいたします。

#### ◎西山則夫委員長

ありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして御発言はございませんか。

福井委員。

#### ○福井輝夫委員

それでは、この中で創業に関する支援という部分で少し詳しくお聞かせください。

これ8市町村が同じ方向でいくということなんですけども、例えば伊勢市の場合、これ産業支援センターではやっと思えるんですが、創業に関するというようなことで、後ろのほうのまち・ひと・しごとの中にもうたっておりますけれども、創業支援に関するところでいろいろ動いてやっておるということは認識しております。

そういう中で、この8市町村が同一の方向でいくという中で、何かこれは8市町村それぞれの市町がそれぞれ独自にこういうことをやっていこうというのか、それとも何か共通の部分も設けて対策していくのか、その辺について何かちょっとあればお聞かせください。

#### ◎西山則夫委員長

商工労政課長。

#### ●筒井商工労政課長

この創業支援でございますけれども、伊勢市が考えておりますのは、UIJターンの創業セミナー開催ということでございまして、これはUIJターンをして創業あるいは起業

なさろうとする方を対象に、首都圏でそういうセミナーを開催して、伊勢市を含めますこの圏域の市町への創業、起業を持ってこようとするものでございます。

その圏域の他の市町との協定を結ぶ中で、そういった協力体制をもってその事業を進めていこうとするものでございまして、8市町全てが同じことをするわけではございません。協定を結んだところ同士でやるということでございます。以上でございます。

◎西山則夫委員長  
福井委員。

○福井輝夫委員  
わかりました。

どの双方でもU I J ターンのことについて書いてございますね。ひと・まち・しごとの部分で書いてございます。

そういうことで、都市部でのセミナーを開くということ指しておるんだなということは大体理解はしておるわけなんですけども、そうしますと、例えば伊勢市の場合産業支援センターで企業であるとか法人格であるとか、または個人であるとか、そういう部分についての取り組みもしておると思いますが、その辺は各市町に任せてということですか。伊勢市の場合、そういう法人格並びに個人としておると思うんですけども、例えば誰かがこの地域で創業したいというときに、どこを窓口にしたら一番いいのかな、あっち行ったりこっち行ったりしないでいいようにということで、例えば伊勢市と決めかねていると、この地域のどこかでやりたいなというようなときに、どういうところを窓口にするかとか、そういうようなことは何も決めてないんでしょうか。

◎西山則夫委員長  
商工労政課長。

●筒井商工労政課長

産業支援センターにおきましては、これまでも創業支援いろいろしていただいているところでございますけれども、今回の取り組みにつきましては、伊勢市を中心としてそういったセミナーを開催するというところでございます。

窓口ということでございますけれども、私どもがこの事業を今回定住自立圏の取り組みに上げていただこうとしたときに、各市町へ聞き取りをしましたところ、それぞれで独自で創業に係る支援を考えておるところもございましたので、そういったところにつきましては、その市町独自の周知を図っていかれるんやと思います。

ですので、この件に関して窓口をどこというのは特にございません。以上でございます。

◎西山則夫委員長  
福井委員。

○福井輝夫委員

了解しました。

それぞれの市町がこういう創業者の支援ということで、歩調をそろえていこうと。それぞれの対応についてはそれぞれの市町に任すというようなことかなというふうに今承りました。

それで、この中で、そういうU I Jターン、そういうセミナー実施以外でこういうことを8市町がやるということをアピールするために、例えばパンフレットを使ってとか、それからインターネット使うとか、その辺のアピールの方法、考えがあればお聞かせください。

◎西山則夫委員長

商工労政課長。

●筒井商工労政課長

先ほどから8市町とおっしゃっていますけれども、これ8市町が全てが同じことをするということが決まったわけではございません。まだこれから伊勢市中心市と連携市が協定を取り交わす中で、この取り組みに賛同される場所はそのセミナーを同時に開いていこうということでございますので、現時点で8市町全てがこのセミナーに参加していただくことは、まだ決定はしておりません。以上です。

◎西山則夫委員長

福井委員。

○福井輝夫委員

わかりました。

これ、対象市町が7つ書いてあって、伊勢市もこの中へ入って8と思うんですけども、その辺はまだこれから決めるということですね。こういう協定の変更ということですけども、まだ全部が入らないかもわからないということなんですね。

それと、先ほどのアピールの方法、それについては何もお聞かせ願えないので、再度それもお聞かせください。

◎西山則夫委員長

商工労政課長。

●筒井商工労政課長

申しわけございません。PRにつきましては、広報いせですとか、あと市のホームページ、そういったものでアピールをしていきたいと考えております。以上でございます。

◎西山則夫委員長  
福井委員。

○福井輝夫委員

アピールについては、それはわかりました。

そうしたら、その7市町村、7つ書いてございますその中で協定を変更していくということですが、変更するけれども参加しないところもあるという考え方でよろしいんですね。

◎西山則夫委員長  
商工労政課長。

●筒井商工労政課長

はい、そうでございます。

◎西山則夫委員長

他に発言ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎西山則夫委員長

他に発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

#### 【附属機関等の見直しについて《報告案件》】

◎西山則夫委員長

続いて、報告案件に入ります。

初めに、「附属機関等の見直しについて」御報告をお願いいたします。

本件は報告案件でございます。

総務課長。

●中川総務課長

それでは、「附属機関等の見直し」につきまして御説明を申し上げます。

まず、資料5-1の「1、見直しの趣旨」でございます。

従来から、事務の適正な執行のため、また、外部の有識者等の意見を反映させる仕組みということで、法律または条例により設置する「附属機関」と、要綱等により設置する「附属機関に準ずるもの（準附属機関）」を有して、これらの運営を行ってきたところでございます。

しかし、最近におきまして、これは他県の事例なんですけれども、法律や条例によらな

い準附則機関の委員等に対する謝礼、これの支出に関しまして、複数の住民訴訟が提起されておるといふ状況になっております。

これらの裁判の結果を見ますと、ほとんどが附属機関に該当するといふ判断がされておりました、条例によらずに設置しておることは違法であるといふ判断がされたものが大勢を占める状況といふことになっております。

こうした状況を踏まえまして、より適切な運営を行っていくため、今回見直しをすることによってさせていただいたものでございます。

次に、「2、見直しの考え方」でございますけれども、主眼とするところは、「準附属機関」との位置づけの廃止でございます。

ここで改めて、御存じのことですけれども、附属機関とはどのようなものかということをとめ直しということによってさせていただきますと、執行機関の行政執行のためや、行政執行に伴って調停を行ったり、審査を行ったり、諮問を受けて審議を行ったり、調査を行ったりすることを職務とする機関とされております。それで、附属機関を設置する場合には、法律または条例による設置根拠が必要といふことになっております。

また、審査や調査審議といった職務の内容のほか、附属機関の形態が複数の委員で構成される合議体であれば、1人でも職員でない外部の方がその構成員として入っておれば、附属機関に該当するといふふうに裁判では判断がされております。あと、合議体であるか否かにかかわらずとか、常設とか臨時であるとか、そういう機能的なことにもかかわらず、全て附属機関に該当するといふふうに厳しく判断がされておる判決もございます。

このように、体制としましては、裁判所のほうでは厳格な判断をするといふ方向がほぼ固まってきておるといふ状況でございます。

そこで、こういう裁判例を参照しながら、現在準附属機関として設置されているものにつきまして、所掌事務の内容、委員構成等、実際の役割や運営状況を見まして、附属機関に該当するのしないのか、その該当性を判断することといたしました。結果、附属機関に該当すると判断したもののうち、今後も引き続き設置が必要なものについては附属機関としての位置づけに改めまして、条例化等の措置を講ずることといたします。

なお、見直しの実施に当たりましては、既設の附属機関も含めまして役目を終えているもの、必要性がなくなっているもの、そういうものはないかどうかも含めまして、あと整理統合ができるものはあるかどうか、そういった観点からも検討することとしまして、全体の点検を行うことといたしました。

そして、「3、見直しの結果概要」でございます。

点検の結果、(1)の準附属機関につきましては、1つ目に附属機関として位置づけ、条例化をするもの。2、実行委員会や連絡調整の場、連絡調整会議等として整理をするもの。3つ目として今年度をもって廃止をするもの、また、既に事務は終了していたんですけれども、要綱等が廃止されずに残っていたもの。それと4つ目として、市も同格の一構成員として参画する、内部の組織には当たらない外部の団体として整理するもの。こういうふうに4つの区分に仕分けを行いました。

また、(2)の既設の附属機関につきましては、結果、全体、全部、全てをそのまま存置するということになりましたけれども、例えば委員定数でありますとか、条例で定めて

おいたほうが望ましいと、こういった規定が規則のほうで定められていると、そういうのもありましたので、この際規定の整備が必要なものについては改正を行うということにさせていただきます。

資料の5-2、5-3、横書きの表になっていますが、5-2が附属機関、5-3が準附属機関の一覧となっております。

5-3の準附属機関の一覧表につきましては、一番右端の欄のところに見直しの方向といたしまして、先ほど申しあげました4つの区分の仕分け結果を記載させていただいております。

最後になりますけど、添付しております5-4ですけれども、これをごらんください。数をまとめたものでございます。

一番左側が現行ということで、1月1日現在の状況で、既設の附属機関が43、準附属機関が51となっております。

真ん中に見直しの方向ということで書かせていただいて、右のほうに見直し後の実施後の状況ということで、平成29年度4月からの状態ということを書かせていただいております。

なお、この数の数え方でございますけれども、例えば指定管理者選定委員会にありましては、新規で指定管理者制度を導入する場合とか期間が来て更新をする場合、そういうときに市長部局や教育委員会のほうでそれぞれ、施設ごととか複数の施設をまとめて指定管理者選定委員会を設置させてもうとるんですけれども、そういうのは便宜上1つとして数えさせていただきますので、よろしく申し上げます。

それからまた、各課におきまして、平成29年度以降にも新設をする予定というのを聞いておりますので、それもあるんですけれども、今の資料に書かせてもらっている数字は29年度からの新設の予定は入っておりませんので、よろしく申し上げます。

このような形で、準附属機関のうち、整理統合をした上で、26の機関について条例化を行うこととなります。

資料の5-1へお戻りください。

3月議会のほうへ提案をさせていただく予定となっております。

「4、施行期日」でございます。

準附属機関の条例化、また既設の附属機関についての関係条例の改正については、4月1日施行を予定しております。

実際の条例案の提出をさせていただく方法なんですけれども、条例のつくり方といたしましては、現在の伊勢市の附属機関の条例のつくり方が、資料の5-2を見ていただいたらわかるんですけれども、1附属機関1条例という形で、一つ一つ設置条例があります。こういう形で個別の設置条例という方式を現在はとっております。

このような個別条例の方式のほか、ほかの自治体もあるんですけれども、1本の条例で複数の附属機関の設置を定める、そういう形式の方式があります。条例の別表で、一覧表的にまとめるというような形になります。

今回の見直しに当たりましては、1本の条例でまとめる方式、附属機関条例と呼ばせていただきますけれども、この附属機関条例の方式も採用させていただきたいと考えており

ます。個別条例と附属機関条例の併用方式ということで、4月からは考えております。

既設の附属機関、また条例化する準附属機関につきまして、附属機関条例のほうへまとめられるものはなるべくまとめたいというふうに考えておりますけれども、例えば、情報公開条例のように、情報公開の手續と審査会の設置というふうに、附属機関以外の事務の部分をまとめて1本にまとまっているような条例、また、関係機関との連絡調整の場と市の附属機関という役目というふうに複合的なタイプのものであったり、あと上位法との関連を書いておいたほうがよくわかるというような、そういうものについては、いわゆる附属機関条例の共通事項、基本形の枠におさまらない独自の規定を持つようなものについては、個別条例の方式を採用させていただきたいというふうに考えております。

そのような格好で仕分けて、附属機関条例と個別条例という併用方式と考えております。したがって、今度の3月議会につきましては、附属機関条例とそれと個別条例、準附属機関のうち、条例化するやつのうち個別条例を選択するもの、それと関係条例を一括して整備を行います整備条例と、3つの形式での提案とさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、「附属機関等の見直し」につきまして御説明申し上げました。よろしくお願いいたします。

◎西山則夫委員長

ありがとうございました。

ただいまの報告に対しまして、報告事項でございますので、あえてということでございますが、御意見ございませんか。

〔「了承です」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

### 【伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗状況について《報告案件》】

◎西山則夫委員長

次に、「伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗状況について」を報告願います。企画調整課長。

●辻企画調整課長

それでは「伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗状況について」御説明を申し上げます。

資料6-1をごらんください。

「1の経緯」につきましては、一昨年10月、伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、各種施策に取り組み、昨年9月開催の各常任委員協議会では、そのうちの地域活

性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）ですが、こちらを活用した事業の効果検証について御報告をさせていただきました。

本日は、策定から1年が経過をいたしましたので、総合戦略全体に係る検証結果に、外部有識者で組織する「伊勢市まち・ひと・しごと創生会議」の答申書を添えて、進捗状況を御報告するものでございます。

それでは、進捗状況について御説明を申し上げますので、資料6-2の「平成28年度伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略」進行管理表をごらん願います。

青色で表記しておりますのが、総務政策委員協議会関係分でございます。

まず、1ページの「指標の変更箇所」について御説明申し上げたいと存じますが、表記に誤りがございましたので、お詫びを申し上げます。

1行目、ページ番号2となっておりますが、「市内製造業従業者数（4人以上事業所）」を紫色で表記し、産業建設委員協議会の所管といたしましたが、これは総合戦略全体の基本目標という大きな4つの柱の項目で、全協議会に関連する内容でございます。お詫びして訂正申し上げます。

まず、このページ番号2の変更は、「基本目標①安定した雇用を創出する」の指標の現状値について、引用しております三重県工業統計調査のデータが速報値から確定値へと変わりましたので、これに合わせて変更するものでございます。

ページ番号7の変更は、これは「施策②移住の推進」の、具体的施策アがその中にございますが、「シティプロモーションの推進」の、重要業績評価指標、いわゆるKPIを、「各種メディアへの掲載件数」としておりましたが、これを民間のシンクタンク、株式会社ブランド総合研究所が、全国1,000の市区町村を対象に毎年実施をしております「地域ブランド調査」の「魅力度順位」に変更し、より客観性を高めてまいりたいと考えております。

ページ番号9及び14の変更は、KPIの実績値が目標値を超え、または超える見込みであるため、目標値を再設定するものでございます。

前後しますが、ページ番号11の変更は、「施策③ワーク・ライフ・バランスの実現」の具体的施策「ア 男女共同参画意識の普及」のKPIについて、現状値及び目標値の数値に、申しわけございません、誤りがあったため、修正するものでございます。

これらの変更に合わせて総合戦略を変更させていただきたいと存じます。

恐れ入りますが、進行管理表の表紙にお戻りください。

「3 各施策の状況変化」につきましては、こちらに記載のとおり、基本目標の施策ごとに進行管理表を作成し、整理をいたしております。

その進行管理表について簡単に御説明申し上げますので、恐れ入りますが3ページを、前後して申しわけございませんが、ごらんください。

進行管理表ですが、上段に施策の基本的方向を、その下には具体的施策ごとに重要業績評価指標、KPIの進捗状況、及び主な取り組み内容として主要事業の平成27年度決算額と今年度の予算額、並びに事業概要、そして担当所属を記載し、最下段にはこれらの内容を踏まえた今後の取り組みの方向性を記載しております。

個々の説明は割愛させていただきますが、人口の社会減が進み、合計特殊出生率が低下

しておりますので、今後、取り組みの一層の推進を図ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、「3 答申の内容」につきまして御説明を申し上げますので、恐れ入りますが資料6-3をごらんください。

全般的事項として、伊勢独自の新しい取り組みや特徴ある取り組み、伊勢の強みを生かした取り組みとその情報発信、また各種団体との情報共有、連携、高齢者や学生の積極的活用について御意見をいただいております。

個別事項として、少子化・移住定住対策として教育施策の充実を、産業振興等地方創生のツールとしてふるさと納税の推進を、そして企業等への男女共同参画に係る啓発の推進について御提案等をいただいております。

進行管理の進め方といたしまして、人口動向の変化を把握し、取り組みの効果を検証することが必要であるとの御指摘もいただいております。

以上、非常に雑駁ですが御説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

#### ◎西山則夫委員長

ありがとうございました。

ただいまの報告に対しまして、特に御発言ございましたらお願いしますが、よろしいですか。

野崎委員。

#### ○野崎隆太委員

1点だけ、ごめんなさい、非常に簡単な質問だけ教えていただきたいんですけども、14ページ、自治会活動の推進のことで1点だけお聞かせください。

目標値が自治会加入率となっておって、全体の中でここは現状に比べて減っているというのは恐らく認識されておって、この86%という目標が非常に厳しいものかなと思うのは、恐らく認識してもらっていると思うんですけども、この主な取り組み内容、各自治会に補助金を配っているというのは、これをもって何とか加入率が上がらんかというような気持ちはわかるんですけども、もっと具体的に自治会の加入率を上げるということに視点を置いたというか、そういった取り組みが必要なんじゃないかなと思うんですけども、このままいって自治会に補助金を配っているだけで、果たして目標が達成できるのかなというのはちょっと疑問な部分もあるんですけども、そこだけ具体的にどうやって自治会の加入率、加入率を上げる、それだけ、考え方がもしあったらお聞かせください。

#### ◎西山則夫委員長

市民交流課長。

#### ●北村市民交流課長

こちらの部分につきましては、自治会のほうの補助金という意味合いで上げさせていただいております、地域コミュニティーを形成していく上で財政的な支援という部分がご

ございます。

あと、これ以外に自治会に加入しようというチラシを、総連合自治会ということで作成をしまして、転入してくる人らに配付をするというふうな現状、それから自治会にまだ入っていない方らを対象に、その自治会のほうから自治会に加入しようというチラシも配っていただいて、加入を促進しようという現状でございます。以上でございます。

◎西山則夫委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

これ、御答弁結構ですけれども、今自治会がどんなふうに活動してもらっているかとか、チラシをつくってもらっているとか、当然教えてもらって理解をしたところなんですけれども、あくまでもこれ市の目標ですので、市が最終的に達成をする必要があるということは、最後は市が動かなきゃいけないという認識だけお持ちいただければと思いますので、以上で結構です。

◎西山則夫委員長

他に御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

他に発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

暫時休憩いたします。

次は管外行政視察の件ですので、当局の関係者の方は退席いただいて結構でございます。

休憩 午後 3 時21分

再開 午後 3 時23分

◎西山則夫委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

### 【管外行政視察の実施について】

◎西山則夫委員長

それでは、「管外行政視察の実施について」を御協議願います。

本件につきましては、6月定例会までに継続調査事項以外の項目で視察をする場合は、3月定例会での議決が必要となりますので、そのことを御協議願うものでございます。

まずは、6月定例会までに管外視察を実施するかどうかについて、御発言がございましたらお願いをいたします。

暫時休憩します。

休憩 午後3時24分

再開 午後3時25分

◎西山則夫委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

6月定例会までに管外行政視察を実施するかどうかについて、御発言ございましたらお願いしたいと思います。どうですか。

野崎委員。

○野崎隆太委員

いろんな事項を勉強したいんで、ぜひとも実施をしていただければと思います。

◎西山則夫委員長

ありがとうございます。

他に御発言ございませんか。

ただいま野崎委員から実施をしたらどうかという御発言をいただきました。

この発言につきまして特に御意見ございませんね。

じゃ、実施をするという方向を決定させていただきたいと思います。

実は、先ほど申し上げましたように、継続調査事項という総務政策委員会、かなり限られておまして、視察先等の検討もかなり限られてきますので、総務政策委員会全般にかかわる他の事項をするならば、この3月定例会で追加議案を出さなあかんということになっていきますので、そういうことも含めて、今月の20日までに視察の内容をぜひ御検討いただきたいと思います。

今の段階で、視察項目でこういうものを視察したらどうやというお考えがございましたら披歴をいただきたいと思います。多分ないだろうというふうに思いますが、どうでしょうか。

かなりこれまでの総務政策委員会の案件でも、防災とかまちづくり協議会とか、古くなりますと自治基本条例などがあつたんですけども、最近は、ちなみに昨年のごとでいいますと、岡山市でまち・ひと・しごと創生総合戦略、それから松山市で結婚支援事業、今治市でふるさと納税、この3件で行ってきました。

ほかにどうでしょうか。もしこの場でありましたら御発言を願いたいと思うんですが。

[「総務の継続調査案件は」と発言する者あり]

◎西山則夫委員長

継続調査案件「防災対策に関する事項」、それから「ふるさと未来づくりに関する事項」が調査案件です。

〔「2件ですね」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

ええ。

あとはもう総務政策委員会の所管事項、そこになってきますので、それですと3月の定例会で追加で議決をしてもらわんといけないので、そういうことも含めて御検討いただきたいというふうに思います。

じゃ、実施をするという方向性と、2月20日までに調査する項目が皆さん方にございましたら、正副委員長まで申し出ていただいて、その後の扱いにさせていただきたいと思いますが、それでよろしいですか。

〔「異議なし」と発言する者あり〕

◎西山則夫委員長

一応今のところでいきますと、5月の連休明けて中下旬しか多分、6月になると相手先が議会が始まってきますので、6月の視察はかなり難しいということで、5月の例年でいきますと中下旬に行っていますので。

というお含みおきをいただきたいと。

〔「菓子博が終わってからですね」と発言する者あり〕

◎西山則夫委員長

そうですね。多分そうならざるを得ないと思います。

じゃ、先ほど申しあげましたように、調査案件につきましてまた御報告いただきますことをお願い申し上げたいと思います。

以上で御協議願います案件は終わりましたので、これをもちまして総務政策委員協議会を終了させていただきます。長時間ありがとうございました。

閉会 午後3時28分